

都立公園における臨時的な営業に関する要領

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置として、都立公園内での臨時売店に関する占用許可の基準を緩和し、臨時の営業を許可するものです。

2 適用期間

令和5年3月31日（金）まで

3 対象公園

別紙「対象公園一覧」のとおり。営業場所は、営業を希望する期間において、公園管理上支障がない場所を都が定めます。

4 営業日数

1回の申請で、2週間の範囲内で営業できます（延長する場合は、再度申請が必要です）。

5 営業時間

原則として9時から17時まで

6 申請資格

- (1) 営業を希望する都立公園の所在地及び周辺の区市町村において、保健所の許可を得ている飲食営業（店舗）の個人、法人または任意団体であって、且つ、下記（2）及び（3）の要件を満たす者
- (2) 次のいずれかの営業に関する保健所等の許可を得ている個人、法人または任意団体
 - ①食品衛生法に基づく営業許可（自動車等）
 - キッチンカーで営業する場合は、以下の条件を満たしている者であること
 - (ア) キッチンカーを所有する個人、法人または任意団体
 - (イ) 申請日までにキッチンカーで営業することができる個人、法人または任意団体
 - ②食品衛生法第57条に基づく営業届出（弁当などの食品販売業、菓子等の行商等）
- (3) その他の要件
 - ①保健所の指導に従い適切な衛生管理ができる者
 - ②自店から排出されたゴミ及び営業場所周囲のゴミ（包装類）を回収し持ち帰ることができる者
 - ③申請日時点において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法規に違反していないこと
- (4) 個人、法人または任意団体及びその代表者もしくは個人が次に該当する場合は営業できません。
 - ①制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）
 - ②破産者であって、復権していない者
 - ③銀行取引停止処分を受けている者
 - ④懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
 - ⑤禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期または執行猶予期間が満了していない者
 - ⑥申込業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
 - ⑦集团的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者

- ⑧国税及び地方税、区民税等を滞納している者
- ⑨暴力団関係者及びその繋がりとされる者

7 経費負担等

事業者は、下記の費用をすべて負担するものとします。

- (1) 占用面積に応じた占用料（東京都都立公園条例施行規則別表第3）。
※計算方法：占用面積（車両面積＋ α ）×占用料単価（特別区：34円、市：6円、町：1円）
- (2) その他営業に係る仕入費、人件費、交通費、光熱水費、燃料費等の一切の経費は事業者の負担となります。

8 営業にあたっての許可条件等

- (1) 事業者は営業日までに所管の消防署に「消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書」を提出してください。
- (2) 営業決定後、営業する権利を他人に譲渡または委託はできません。
- (3) 食品衛生法その他関係法令等を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底してください。
- (4) 営業により生じたゴミは回収し持ち帰ってください。また、使用する水は事業者が用意してください。（公園の水道は使用できません）使用後の排水も不可です。
- (5) 事故、クレーム等があった場合は、直ちに都及び当該公園のサービスセンターに連絡し、互いに連携を取り合って対応してください。
- (6) 従業員の接遇教育を実施し、常に優良なサービスの提供に努めてください。
- (7) 保健所への申請（営業許可、食品衛生責任者の申請等）は事業者が適切に行ってください。
- (8) 営業中にBGM等の使用はできません。
- (9) 営業中に都が求める条件等を満たせなかった場合は許可を取り消すことがあります。その取り消しにより、事業者に損失が生じても、都はその損失を補償しません。また、事業者は都に対し一切補償の請求は行わないこととします。
- (10) 公園内への進入搬入の際、車両で舗装等の公園設備を破損、損傷させないようにご注意ください。破損、損傷させた場合は、直ちに都及び当該公園のサービスセンターに報告をし、協議のうえ事業者の負担において原状回復してください。
- (11) 営業に際して、自動車を使用し、または利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に基づき、次の事項を遵守してください。
 - ①ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - ②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
 - ③低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のため、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写の提出を求められた場合には、速やかに提示または提出すること。
- (12) 年末年始（12月29日から1月3日の間）は許可できません。また、桜花期は一部の公園で許可できないことがあります。
- (13) 公園管理上支障がある場合、また、応募者多数の場合、許可できないことがあります。
- (14) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、営業内容等を制限する場合があります。

9 申請方法

(1) 申請受付期間

営業希望期間の最初の日の1週間前まで（先着順）

※あらかじめ申請先へ事前相談を行ったうえで申請してください。

(2) 提出書類

事業者に関するもの	部数	法人	個人
① 事業者に関する届出書（様式）	1	○	○
② 営業許可書（当該区市町村において営業している店舗の許可書）の写し	1	○	○
③ 事業概要がわかる資料（法人は会社案内可）	1	○	○
④ 定款	1	○	

キッチンカーで出店する場合			
⑤ 営業許可書（キッチンカーの許可書）の写し	1	○	○
⑦ 営業許可を取得したキッチンカーの車検証の写し	1	○	○
⑧ 販売車両写真画像（車両寸法を記載。ナンバープレートの確認可能な写真）	1	○	○
※複数台出店される場合は、⑤～⑦を台数分ご提出ください。			

占用許可手続きに関するもの	部数
① 公園占用許可申請書（様式）	正副各2部
② 占用の概要（営業の内容がわかるもの）	
③ 案内図、位置図、求積図	
④ 事業者の緊急連絡網、関係者一覧	

(3) 留意事項

①応募に係る経費はすべて事業者の負担とします。

②提出書類に使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨としてください。

③同じ公園において、再度申請する場合は、原則として、「事業者に関するもの」及び「キッチンカーで出店する場合」の内容に変更がない場合、各書類の提出を省略することができます。

10 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

営業時は、以下のような対策を十分に講じ、対策内容を上記提出書類と一緒に提出してください。

(1) 従業員のマスク等の着用や飛沫防止シートの設置

(2) 待機列間隔がわかる目印の設置や距離をあけて待機するよう店頭に掲示すること

待機列が生じた場合は、声かけ等により利用者間の距離が適切に保てるような対策を講じること。

(3) 施設の清掃・消毒を適切に行うこと

(4) 可能であれば、電子マネー等の非接触型決済を導入する。現金、クレジットカード等の受け渡しには受け皿などを使用すること

(5) 従業員の検温や体調確認を行い、体調不良の場合は営業を中止すること

11 その他

本要領に定めのない事項については、本都係員の指示に従うこと。また、記載事項の解釈について疑義が生じた場合も同様とします。

12 申請及び問合せ先

東京都西部公園緑地事務所 管理課 管理担当

住所：〒180-0005 東京都武蔵野市御殿山 1-17-59 電話：0422-47-1210 FAX：0422-49-8316

Email: S0200219@section.metro.tokyo.jp